平成２３年（フ）第８３０号
大阪府堺市中区八田西町３丁７番24号
債務者　三宅喜代美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６９号
大阪市旭区生江３丁目10番15号　吉田マンション401号
債務者　柳原眞知子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０２５号
大阪府東大阪市長田西１丁目５番19―306号
債務者　三木　　茂
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４３号
大阪府摂津市鳥飼西１丁目14番29号
債務者　柿谷　衣子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０５８号
大阪市港区港晴２丁目１番Ｂ―206号
債務者　坂本　正男
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０７９号
大阪市鶴見区今津北５丁目４番23号
債務者　田村　精章
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０７号
大阪市天王寺区上本町７丁目１番16―3007号
債務者　家中　弘美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１３０号
大阪市淀川区十八条２丁目10番25―303号
債務者　青木　茂一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２１５号
大阪府寝屋川市御幸東町３番15―811号
債務者　東條　正美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３８号
大阪市大正区平尾４丁目６番21号　里見ハイツ202号
債務者　梅本　　明
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３９号
大阪府門真市大池町40番６号
債務者　山本　　敏
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２４０号
大阪府東大阪市鷹殿町21番27号サンコートキタイ103
債務者　川端　　翼
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２４１号
大阪市鶴見区横堤３丁目２番27―104号
債務者　竹森　智美（旧姓竹縄）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５５号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目11番22―101号
債務者　白石　律子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２６３号
大阪市西淀川区歌島２丁目３番15号
債務者　宮﨑絵梨佳（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２６４号
大阪府東大阪市鴻池本町５番24号101号
債務者　大路　　進
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３５３号
神奈川県川崎市高津区千年925―１―204
債務者　楢本　臣司
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４１６号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目６―20―102
債務者　片岡　利江
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部